

令和3年3月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱の一部を改正する要綱について
- (4) 草津市通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (5) 草津市修学援助資金給付規則を廃止する規則について
- (6) 草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱について
- (7) 第2期草津市スポーツ推進計画（案）のパブリックコメントの実施結果について
- (8) 草津市指定有形文化財「紙本金地著色王会図 六曲屏風」の県指定有形文化財への指定と、県指定に伴う市指定有形文化財の指定の解除について
- (9) 寄付受け入れ報告について

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）」を「およびこれと同時に使用する施設」に改め、同項第4号および第5号中「および研修室」を「、研修室およびリハーサル室」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中「㊟」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前になされた使用の許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
第1条～第3条 (略) (使用料の還付) 第4条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 条例第6条の規定によりホールおよびこれと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (4) 条例第6条の規定により文化教室(1・2)、<u>研修室およびリハーサル室</u>の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額 (5) 条例第6条の規定により文化教室(1・2)、<u>研修室およびリハーサル室</u>の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (6) (略) 2 (略) 第5条 (略) 別表 (略)	第1条～第3条 (略) (使用料の還付) 第4条 条例第8条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 条例第6条の規定によりホール、<u>リハーサル室および楽屋(和室・洋室)</u>の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (4) 条例第6条の規定により文化教室(1・2)および<u>研修室</u>の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額 (5) 条例第6条の規定により文化教室(1・2)および<u>研修室</u>の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (6) (略) 2 (略) 第5条 (略) 別表 (略)

新旧对照表

-4-

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)		旧 規 則	
減免申請理由	1	規則第3条第1項 (1)	に該当
	2	規則第3条第1項 (2)	に該当
	3	規則第3条第1項 (3)	に該当
	4	規則第3条第1項 (4)	に該当
	5	規則第3条第1項 (5)	に該当
	6	規則第3条第1項 (6)	に該当
	7	規則第3条第1項 (7)	に該当
	8	規則第3条第1項 (8)	に該当
	9	規則第3条第1項 (9)	に該当
	(理由)		
備考	考		

※欄は、記入しないでください。

使用料 減免決 裁	課長	係長	担当者	合議	減免 決定額 円
備考					

別記様式第2号(第4条第2項関係)

草津市立草津アミカホール使用料還付申請書

草津市長宛

使用団体名
住 所
責任者氏名
電 話 番 号

年 月 日

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則第4条第2項に基づき、草津市立草津アミカホールの使用料の還付を申請します。

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)				旧 規 則			
使 用 日	年 月 日 ()	使 用 時 間	既納の ※使用料	※還付金額	還付後 ※の 額	使 用 日	年 月 日 ()
使 用 施 設	使 用 時 間	使 用 時 間	既納の ※使用料	※還付金額	還付後 ※の 額	使 用 施 設	使 用 時 間
ホ ー ル	時 分 時 分	時 分 時 分	円	円	円	ホ ー ル	時 分 時 分
リハーサル室	時 分 時 分	時 分 時 分				リハーサル室	時 分 時 分
文化教室 1	時 分 時 分	時 分 時 分				文化教室 1	時 分 時 分
文化教室 2	時 分 時 分	時 分 時 分				文化教室 2	時 分 時 分
研 修 室	時 分 時 分	時 分 時 分				研 修 室	時 分 時 分
合 計						合 計	
使 用 目 的						使 用 目 的	
1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当	1 規則第4条第1項 (1) に該当
2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当	2 規則第4条第1項 (2) に該当
3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当	3 規則第4条第1項 (3) に該当
4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当	4 規則第4条第1項 (4) に該当
5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当	5 規則第4条第1項 (5) に該当
6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当	6 規則第4条第1項 (6) に該当
還付申請理由	(理由)	(理由)	(理由)	(理由)	(理由)	還付申請理由	(理由)
備 考						備 考	

※欄は、記入しないでください。

使用料	課長	係長	担当者	合議	還付
還付決裁					決定額 円
備考					

草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<u>付 則</u> (施行期日) 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 1 号および別記様式第 2 号の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この規則の施行の日前になされた使用の許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。	

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、リハーサル室」を「、展示ホール」に改め、同項第4号および第5号中「、練習室展示ホール」を「、練習室、リハーサル室」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中「印」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前になされた使用の許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

ひ

草津市立草津クレーニアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
第1条～第3条 (略) (還付)	第1条～第3条 (略) (還付)
第4条 条例第9条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 条例第6条の規定によりホール、 <u>展示ホール</u> およびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (4) 条例第6条の規定により和室、練習室、 <u>リハーサル室</u> および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額 (5) 条例第6条の規定により和室、練習室、 <u>リハーサル室</u> および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額	第4条 条例第9条第4項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 条例第6条の規定によりホール、 <u>リハーサル室</u> およびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額 (4) 条例第6条の規定により和室、練習室 <u>展示ホール</u> および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額 (5) 条例第6条の規定により和室、練習室 <u>展示ホール</u> および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
(6) (略) 2 (略) 第5条 (略) 別表 (略)	(6) (略) 2 (略) 第5条 (略) 別表 (略)

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)				旧 規 則			
別記様式第1号(第3条第2項関係)				別記様式第1号(第3条第2項関係)			
草津市立草津クレアホール使用料減免申請書 草津市長 宛 使用団体名 住 所 責任者氏名 電 話 番 号 年 月 日 印				草津市立草津クレアホール使用料減免申請書 草津市長 宛 使用団体名 住 所 責任者氏名 電 話 番 号 年 月 日 印			
草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則第3条第2項に基づき、草津市立草津クレアホールの使用料の減免を申請します。				草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則第3条第2項に基づき、草津市立草津クレアホールの使用料の減免を申請します。			
使 用 日	年	月	日 ()	使 用 日	年	月	日 ()
使 用 施 設	使 用 時 間	※	施設使 用料	※減免 金額	※	施設使 用料	※減免 金額
ホ ー ル	時 分から 時 分まで		円	円		円	円
リハーサル 室	時 分から 時 分まで						
練 習 室 1	時 分から 時 分まで						
練 習 室 2	時 分から 時 分まで						
和 室	時 分から 時 分まで						
展示ホール	時 分から 時 分まで						
活 動 室	時 分から 時 分まで						
合 計							
使 用 目 的				使 用 目 的			

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)		旧 規 則	
減免申請理由 (理由)	規則第3条第1項に該当	減免申請理由 (理由)	規則第3条第1項に該当
備考		備考	
※欄は、記入しないでください。		※欄は、記入しないでください。	
使用料減免決定額 円	課長係長担当者合議	使用料減免決定額 円	課長係長担当者合議
備考		備考	
別記様式第2号(第4条第2項関係)		別記様式第2号(第4条第2項関係)	
草津市立草津クレアホール使用料還付申請書		草津市立草津クレアホール使用料還付申請書	
草津市長宛	使用団体名 住所 責任者氏名 電話番号	草津市長宛	使用団体名 住所 責任者氏名 電話番号
草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則第4条第2項に基づき、草津市立草津クレアホールの使用料の還付を申請します。		草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則第4条第2項に基づき、草津市立草津クレアホールの使用料の還付を申請します。	
使用日	年月日	使用日	年月日
使用施設	使用時間	使用施設	使用時間
ホー ル	時分から時まで	ホー ル	時分から時まで
※還付金額		※還付金額	
還付後の額		還付後の額	

草津市立草津クレーンホール（案） 新旧対照表

新 規 則 (案)				旧 規 則			
リハーサル室	時 分 分 分			リハーサル室	時 分 分 分		
練習室 1	時 分 分 分			練習室 1	時 分 分 分		
練習室 2	時 分 分 分			練習室 2	時 分 分 分		
和室	時 分 分 分			和室	時 分 分 分		
展示ホール	時 分 分 分			展示ホール	時 分 分 分		
活動室	時 分 分 分			活動室	時 分 分 分		
合 計				合 計			
使用目的	規則第 4 条第 1 項 に該当			使用目的	規則第 4 条第 1 項 に該当		
還付申請理由	(理由)			還付申請理由	(理由)		
備考				備考			
※欄は、記入しないでください。				※欄は、記入しないでください。			
使用料	課長	係長	担当者	使用料	課長	係長	担当者
還付決定額				還付決定額			
備考				備考			

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 1 号および別記様式第 2 号の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 1 号および別記様式第 2 号の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則	(案)	旧 規 則
(経過措置) 2 この規則の施行の日前になされた使用の許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。		

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱の一部を改正する要綱
草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱（平成20年草津市教委告示第15号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 教育研究所長
- (2) 児童生徒支援課長

第3条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 児童生徒支援課の職員

第4条第2項中「学校教育課長」を「教育研究所長」に、「学校教育課参事」を「児童生徒支援課長」に改める。

第7条中「学校教育課」を「児童生徒支援課」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱（平成20年教育委員会告示第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 サポートチームは、構成員（以下「メンバー」という。）10名以内で組織し、必要に応じて弁護士または社会福祉士から助言を受ける。 2 サポートチームのメンバーは、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、または任命する。 (1) <u>教育研究所長</u> (2) <u>児童生徒支援課長</u> (3) <u>教育研究所指導主事</u> (4) <u>児童生徒支援課の職員</u> (5) その他必要と認める関係者 （チームリーダー） 第4条 サポートチームにチームリーダーを置く。 2 チームリーダーは、<u>教育研究所長</u>をもって充てる。ただし、<u>教育研究所長</u>が命じたときは、<u>児童生徒支援課長</u>をもって充てる。 第5条～第6条（略）	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 サポートチームは、構成員（以下「メンバー」という。）10名以内で組織し、必要に応じて弁護士または社会福祉士から助言を受ける。 2 サポートチームのメンバーは、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、または任命する。 (1) 学校教育課長 (2) 学校教育課参事 (3) 教育研究所指導主事 (4) 学校教育課の職員 (5) その他必要と認める関係者 （チームリーダー） 第4条 サポートチームにチームリーダーを置く。 2 チームリーダーは、学校教育課長をもって充てる。ただし、学校教育課長が命じたときは、学校教育課参事をもって充てる。 第5条～第6条（略）

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱（平成20年教育委員会告示第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
(窓口等) 第7条 サポートチームの窓口は教育委員会事務局児童生徒支援課および草津市立教育研究所とし、サポートチームの庶務は草津市立教育研究所において処理する。 第8条 (略) 付 則 <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u>	(窓口等) 第7条 サポートチームの窓口は教育委員会事務局学校教育課および草津市立教育研究所とし、サポートチームの庶務は草津市立教育研究所において処理する。 第8条 (略)

